

# 教育職員免許法・同施行規則の改正及び 教職課程コアカリキュラムについて

## 文部科学省初等中等教育局教職員課



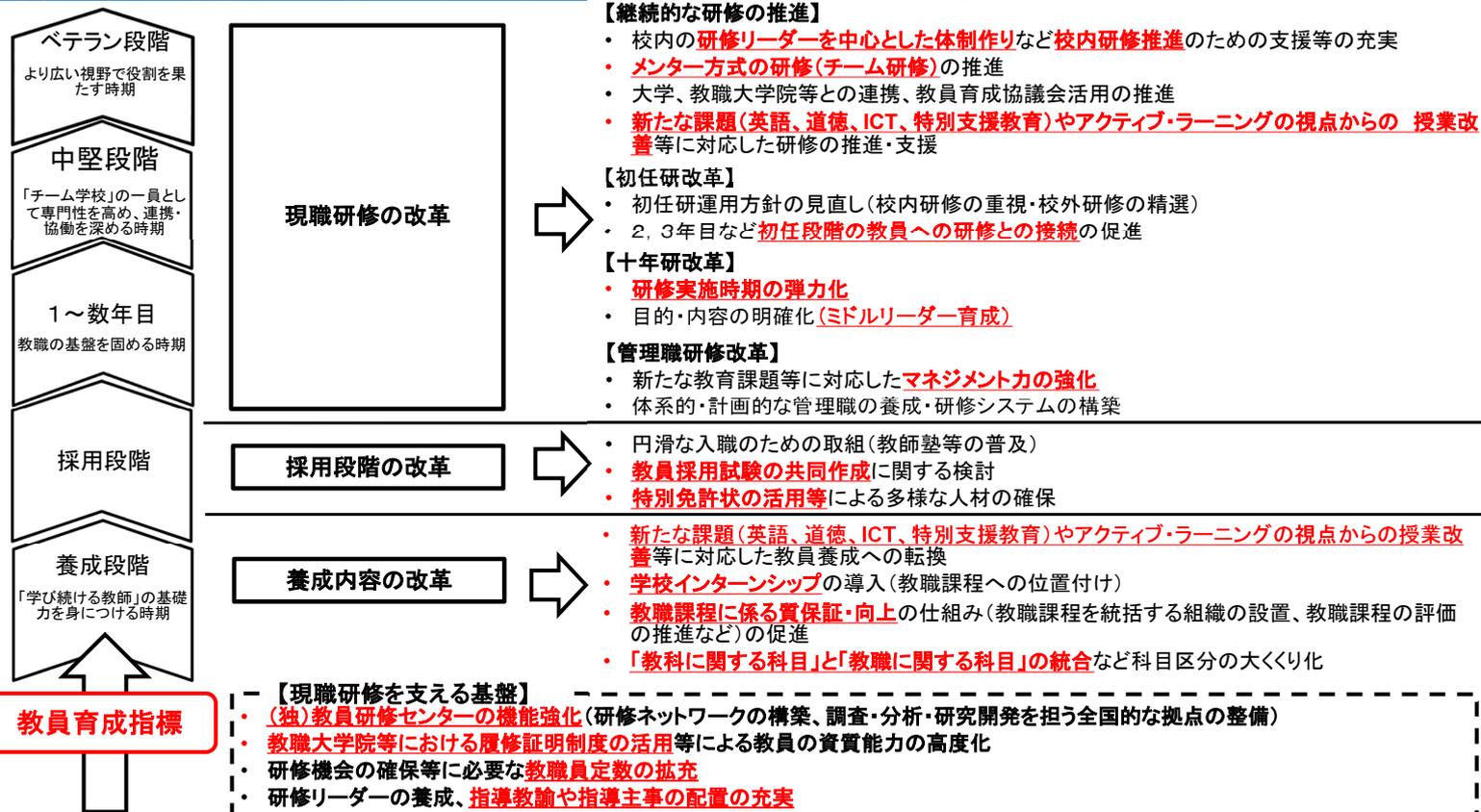
文部科学省

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（1/2）

<p><b>背景</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応</li> <li>○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応</li> <li>○「チーム学校」の実現</li> <li>○社会環境の急速な変化</li> <li>○学校を取り巻く環境変化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害</li> <li>・学校教育課題の多様化・複雑化</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>主な課題</b></p>	<p><b>【研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難</li> <li>○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要</li> <li>○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要</li> <li>○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要</li> </ul> <p><b>【採用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要</li> <li>○採用選考試験への支援方策が必要</li> <li>○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要</li> </ul> <p><b>【養成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要</li> <li>○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要</li> <li>○教職課程の質の保証・向上が必要</li> <li>○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要</li> </ul>	<p><b>【全般的事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要</li> <li>○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要</li> <li>○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要</li> </ul> <p><b>【免許】</b>○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要</p>

# これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（2/2）

## ○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



## ○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との**協議・調整のための体制(教員育成協議会)**の構築
- 教育委員会と大学等の協働による**教員育成指標・研修計画の全国的な整備**
- グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、**国が大綱的に教員育成指標の策定指針**を提示、**教職課程コアカリキュラム**を関係者が共同で作成

2

## 教職課程に係る科目区分の大きくり化・履修内容の充実

教職課程において、より実践的指導力のある教員を養成するため以下の改正を実施

### 1. 科目区分の大きくり化(法律事項)

現在、「**教科に関する科目(大学レベルの学問的・専門的内容)**」と「**教職に関する科目(児童生徒への指導法等)**」等にわかれている科目区分を、教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「**教科及び教職に関する科目**」に大きくり化する。

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(中央教育審議会 平成27年12月21日) ※関係部分抜粋

#### 4. 改革の具体的な方向性

(3)教員養成に関する改革の具体的な方向性

①教職課程における科目の大きくり化及び教科と教職の統合

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくり化を行う必要がある。

特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

### 2. 履修内容の充実(省令事項※)

学習指導要領の改訂等を踏まえ、現在の学校現場で必要とされる知識や資質を養成課程において履修できるよう、教職課程に以下の項目を追加することとする。

※教職課程の大きくり化により、これまで以上に機動的かつ弾力的に、**新たな教育課題に対応できる教職課程の改善を弾力的に図ることが可能となる。**

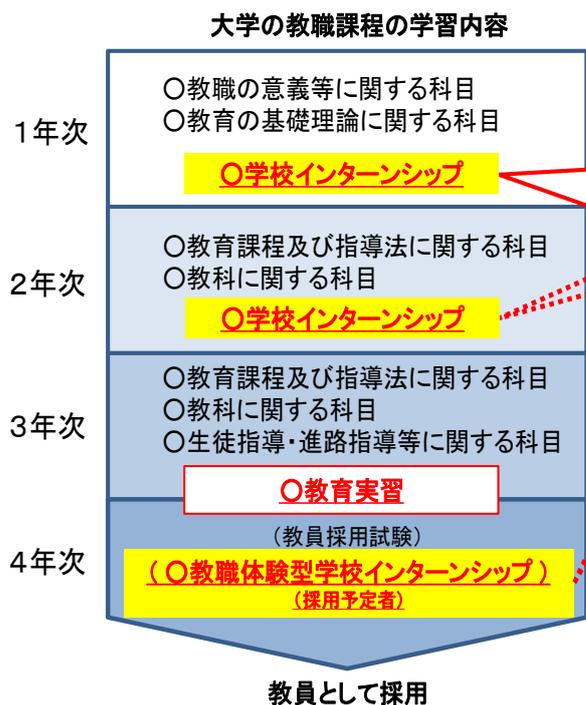
#### 教職課程に新たに加える内容の例

- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ・ICTを用いた指導法
- ・道徳教育の充実
- ・外国語教育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・チーム学校への対応
- ・学校と地域との連携、学校安全への対応
- ・総合的な学習の時間の指導法
- ・キャリア教育 等

3

# 学校インターンシップの実施イメージ

## < 具体的なイメージ(例) >



【パターン】 ○インターンシップ2単位(60時間の実習)とした場合  
 (例1) 通年型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 30週  
 (例2) 分割型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)  
                   : 毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)  
                   : 毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)  
 ○上記に加えて、30時間の自主的学修が必要

※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。  
 ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

### 【具体的な活動内容】

○児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○授業補助  
 ○学校行事や部活動への参加 ○事務作業の補助  
 ○放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの <b>学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</b>	学校の教育活動について実際に <b>教員としての職務の一部を</b> 実践させることが中心
実施期間	<b>教育実習よりも長期間を想定</b> (ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	<b>4週間程度</b> (高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	<b>実習生への指導や評価表の作成(そのための指導教員を専任し、組織的な指導体制を構築)</b>

## 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について(概要)※暫定版

### 0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【教諭】 ①教科に関する科目、②教職に関する科目、③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目

【養護教諭】 ①養護に関する科目、②教職に関する科目、③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目

【栄養教諭】 ①栄養に係る教育に関する科目、②教職に関する科目、③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

### 1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された教職課程の見直しのイメージに基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を改める。養護教諭・栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

### 2. 施行規則上の科目区分の大括り化

【教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能に。

【養護教諭/栄養教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①養護/栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

### 3. 施行規則上の事項の改正

<新たに独立した事項を設けるもの>

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法

<事項の内容を追加するもの>

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育

※保育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること

各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする

<大学の判断により事項に加えることを可能とした内容>

学校インターンシップ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで。高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)※教育実習に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位の流用はできない。

## 4. 幼稚園教諭

- 教科に関する科目(小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)  
→ 領域に関する専門的事項(幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現)  
※平成34年度までは従来の小学校教科による開設も可能とする(10. 附則参照)

## 5. 小学校教諭

- 教科に関する専門的事項に外国語を追加
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法  
専修免許状・一種免許状 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上  
二種免許状 上記のうち6以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む)についてそれぞれ1単位以上

## 6. 中学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法  
専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について8単位以上  
二種免許状 受けようとする免許教科について2単位以上

## 7. 高等学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法  
専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について4単位以上

## 8. 大学が独自に設定する科目(教諭)

【教諭】※下線部は新たに追加するもの

- 専修免許状 ①教科(領域)に関する専門的事項、  
②各教科(保育内容の指導法)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)
- 一種免許状・二種免許状 ①教科(領域)に関する専門的事項、②旧教職に関する科目、  
③教科(領域)に関する専門的事項に準ずる事項、④旧教職に関する科目に準ずる科目

6

## 8. 大学が独自に設定する科目(養護教諭・栄養教諭)

【養護教諭】※下線部は新たに追加するもの

- 専修免許状 ①養護に関する科目、  
②教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)
- 一種免許状・二種免許状 ①養護に関する科目、②旧教職に関する科目、  
③養護に関する科目に準ずる科目、④旧教職に関する科目に準ずる科目

【栄養教諭】

- 専修免許状 ①栄養に係る教育に関する科目、②旧教職に関する科目  
③栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目

## 9. その他の改正事項

- 科目名事項名の改正に伴い、学力に関する証明書等の別記様式を改める。

## 10. 附則

- 施行期日 平成31年4月1日(一部については公布日施行)
- 経過措置 ①改正前の教職課程(旧課程)で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位のうち、改正後の教職課程(新課程)を有する大学が適当であると認めるものは、新課程で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位とみなすことができる。  
②旧課程で修得した教職に関する科目の単位については、それぞれ対応する新課程における科目の単位とみなすことができる。  
③旧課程で修得した教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位は、それぞれ、  
新課程で修得した大学が独自に設定する科目、養護に関する科目、大学が独自に設定する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目とみなすことができる。  
④平成31年4月1日前に教職課程に在籍した者は、当該大学を卒業するまでは、この省令に関わらず従来の規定により、免許状授与の所要資格を得ることができる。  
⑤平成31年4月1日前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた課程については、平成34年度までは、この省令に関わらず、領域に関する専門的事項に係る単位の修得方法は、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育の教科に関する専門的事項に係る単位を修得することができることとする。

7



現行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目				
※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		9	8	4
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	22	14
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		5	5	5
教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目		34	10	2
		83	59	37

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目				
イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。		30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	10	6
イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7	
大学が独自に設定する科目	26	2	2	
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。  
 ※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。  
 ※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

現行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目				
		20	20	10
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法			
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	12	12	4
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		5	5	5
教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目		32	8	4
		83	59	35

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目				
イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	10	6
イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7	
大学が独自に設定する科目	28	4	4	
		83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。  
 ※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。  
 ※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

現行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項		専修	一種
教科に関する科目				20	20
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割			2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			6	6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
	教育課程の意義及び編成の方法			6	6
	各教科の指導法				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法			4	4
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
	進路指導の理論及び方法				
教育実習			3	3	
教職実践演習			2	2	
教科又は教職に関する科目			40	16	
				83	59

		各科目に含めることが必要な事項		専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			10	10
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)				
ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法			8	8
	ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	ニ 生徒指導の理論及び方法				
	ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)					
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位)			5	5
	ロ ■教職実践演習(2単位)				
大学が独自に設定する科目			36	12	
				83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【養護教諭】

現行

見直し(案)

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)					4	4	2
学校保健					2	2	1
養護概説					2	2	1
健康相談活動の理論及び方法					2	2	2
栄養学(食品学を含む。)					2	2	2
解剖学及び生理学					2	2	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」					2	2	2
精神保健					2	2	2
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)					10	10	10
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割				2	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
	進路選択に資する各種の機会の提供等						
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				4	4	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)						
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項						
	教育課程の意義及び編成の方法				4	4	2
	道徳及び特別活動に関する内容						
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法			4	4	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)							
養護実習				5	5	4	
教職実践演習				2	2	2	
養護又は教職に関する科目				31	7	4	
					80	56	42

		各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)					4	4	2
学校保健					2	2	1
養護概説					2	2	1
健康相談活動の理論及び方法					2	2	2
栄養学(食品学を含む。)					2	2	2
解剖学及び生理学					2	2	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」					2	2	2
精神保健					2	2	2
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)					10	10	10
養護に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			8	8	5	
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)						
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程						
	ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)						
ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)							
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			6	6	3	
	ハ 生徒指導の理論及び方法						
ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)							
教育実践に関する科目	イ ■養護実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)			7	7	6	
	ロ ■教職実践演習(2単位)						
大学が独自に設定する科目				31	7	4	
					80	56	42

※「養護に関する科目」、「教職に関する科目」、「養護又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種	
栄養に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する科目				
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	4	4	2	
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項				
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	4	4	2
	教育課程に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
教育課程の意義及び編成の方法					
道徳及び特別活動に関する内容		4	4	2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	2	
栄養実習		2	2	2	
教職実践演習		2	2	2	
栄養に係る教育又は教職に関する科目		24	0	0	
		46	22	14	

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する科目			
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	4	4	2
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項			
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	8	8	5
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単元以上修得)			
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	6	6	3
	ハ 生徒指導の理論及び方法 ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
教育実践に関する科目	イ ■栄養教育実習(2単位)	4	4	4
	ロ ■教職実践演習(2単位)			
大学が独自に設定する科目		24	0	0
		46	22	14

※「栄養に係る教育に関する科目」、「教職に関する科目」、「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

## 教職課程コアカリキュラムについて

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成27年12月21日) ※関係部分抜粋

### 4. 改革の具体的方向性

#### (3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

##### ① 教職課程における科目の大きくり化及び教科と教職の統合

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくり化を行う必要がある。

特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

その上で、現下の教育課題に対応するため、(4)において挙げる事項について、教職課程において取り扱うことを明示すべきである。これらを踏まえた教職課程の見直しのイメージは別紙のとおりである。今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の**教職課程の編成に当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)の整備のための検討を進める必要がある。**

(略)

#### (4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

・英語教育については、小学校における英語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」、「書く」についての指導力の向上を図るため、大学、教育委員会等が参画して**養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。**また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の英語の教科化に向け、音声学を含む英語学等専門性を高める教科に関する科目とともに、英語等についての教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進めるべきである。



**本答申を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針※(教職課程コアカリキュラム)及び、英語教育に関する養成に必要なコアカリキュラムを、平成29年8月頃に策定予定。**

# 教職課程コアカリキュラムの検討について

## 教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容（コア）について検討

### 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（方針検討全体調整）

#### 委員

◎横須賀 薫（十文字学園女子大学長）

- ・牛渡 淳（仙台白百合女子大学長）
- ・高岡 信也（教員研修センター理事長）
- ・出口 利定（東京学芸大学長）
- ・渡邊 直美（川崎市教育長）

#### オブザーバー

- ・小原 芳明（玉川大学長）

○渋谷 治美（放送大学特任教授）

- ・坂越 正樹（広島大学大学院教育学研究科教授）
- ・杉野 剛（国立教育政策研究所所長）
- ・高野 敬三（明海大学副学長）
- ・見上 一幸（宮城教育大学長）

- ・無藤 隆（白梅学園大学子ども学研究科長）

#### <検討の経過>

##### 第1回会議（平成28年8月19日）

1. 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について
2. 先行事例のヒアリングについて
3. 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

##### 第2回会議（平成28年9月7日）

1. 先行事例のヒアリング
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

##### 第3回会議（平成28年12月12日）

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について
3. 教職課程コアカリキュラムの活用方策について

##### 第4回会議（平成29年3月27日）

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループからの報告
2. 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）について

##### 第5回会議（平成29年6月29日）

1. パブリックコメントの結果について
2. 教職課程コアカリキュラム（案）について

#### 第一WG

##### <検討項目>

- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
- 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）
- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
- 各教科の指導法（学校種共通部分）

#### 第二WG

##### <検討項目>

- 道徳の理論及び指導法
- 総合的な学習の時間の指導法
- 特別活動の指導法
- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
- 幼児理解・生徒指導の理論及び方法
- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
- 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法
- 教育実習（学校インターン）、教職実践演習

16

## 教職課程コアカリキュラム<概要（案）>

### 作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

### 教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



全ての大学の教職課程で  
共通的に修得する教育内容  
＝教職課程コアカリキュラム

事項例	到達目標（一部抜粋）
各教科の指導法	・学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 ・学習指導案の構造を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
特別の支援を必要とする 幼児、児童及び生徒に 対する理解	・発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害並びにそれに伴う困難の特性を例示することができる。 ・「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付け並びに内容を理解している。
道徳の理論及び指導法	・道徳教育の歴史及び現代社会における道徳教育の課題（いじめ及び情報モラル等）を理解している。 ・学校における道徳教育の指導計画及び教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
教育実習（学校インター ンシップ（学校体験活 動）を含む。）	・教育実習生として遵守すべき義務等について理解し、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 ・学習指導要領並びに児童及び生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。

※現行の「教職に関する科目」について作成。「教科に関する科目」についても今後順次整備。

### 活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

#### 【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

#### 【採用者（教育委員会関係者、 学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

#### 【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

# 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）①

## (1) 作成の背景

- 教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。
- しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から批判を受けてきた。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向がある。
- こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、幾度となく提言や試案がなされており、平成27年の中央教育審議会答申を契機に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催。

## (2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的

- 教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの。
- 各大学においては、教職課程コアカリキュラムの内容を学生に修得させたうえで、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性を踏まえた教育内容を修得させるもの。

## (3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

- 今回は、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、現行の「教科に関する科目」についても、今後順次コアカリキュラムを整備。
- 教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表す。
- 目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではないこと。

18

# 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）②

## (3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点(つづき)

- 今後も必要に応じて教職課程コアカリキュラムの改訂を行っていく。
- 使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力について、大学や教育委員会や学校法人等の関係者は、養成・採用・研修の各段階を通じて常に向上を図ること。

## (4) 教職課程コアカリキュラムの活用について

(大学関係者)

- 教職課程を編成する際に、教職課程コアカリキュラムの内容等を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。
- 教職課程の担当教員がシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が教職課程コアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- 教職課程を履修する学生に対して、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

(採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者))

- 教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

(国(文部科学省))

- 教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法を広く周知すること。
- 教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

19

# 外国語(英語)コアカリキュラムについて

## 現状・課題

- 外国語活動は教科ではないため、小学校教諭の免許状を取得するに当たって、**英語の指導法を学ぶことは必修となっていない。**
- 小学校高学年の英語を教科化するに当たり、**より専門性の高い教科指導を行う指導者の養成が必要。**
- 中学校では、**基礎的な言語活動に対応できる指導力や英語力をもった教員の養成が課題。**
- 中・高等学校ともに、**生徒のコミュニケーション能力を育成するために必要な指導力向上のための改善を図るべき。**

## 学習指導要領改訂

## 免許法施行規則改正

## 外国語(英語)コアカリキュラム策定

課程認定の際の審査、各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用

### これまでの経緯

平成26年9月	英語教育の在り方に関する有識者会議「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」(平成26年9月26日) 新学習指導要領に対応した教職課程の在り方について調査・研究を行い、各大学等におけるカリキュラムの見直しに活用することについて、中央教育審議会における教員養成見直しの審議全体の中で検討を行う旨、提言。
平成27年4月 (~平成29年3月)	文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究」 上記提言を踏まえ、平成27年度より2年間にわたり調査研究を実施(受託先:東京学芸大学)。
平成27年12月	中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」(平成27年12月21日) 大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする旨、提言。
平成28年12月	中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日) 小・中・高等学校のコアカリキュラム開発・普及を行い、課程認定や各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする必要がある旨、提言。
平成29年3月	文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究」報告書の公表
平成29年5月 ~6月	外国語(英語)コアカリキュラム(案)に係るパブリックコメントの実施
平成29年7月	パブリックコメントの結果も踏まえ策定。来年度の再課程認定の審査で活用。

20

### 小学校教員養成課程 外国語(英語)コア・カリキュラム 構造図

- ・ 授業設計と指導技術の基本を身に付ける。
- ・ 小学校において外国語活動・外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身に付ける。

**外国語・外国語活動において育成を目指す資質・能力**  
(「小学校学習指導要領(案)パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)別添資料」より作成)

#### 知識・技能

- ・ 外国語の特徴やきまりに関する理解
- ・ 言語の働きに関する理解
- ・ 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

#### 思考力・判断力・表現力等

◆情報を整理しながら考えなどを形成し、外国語で表現したり、伝え合ったりすることに関する指導

- ・ 自分ことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。
- ・ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。 など

#### 学びに向かう力・人間性等

- ・ 外国語を通じて、言語やその背景にある文化を理解しようとする態度
- ・ 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- ・ 他者に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の考えや気持ちなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度 など

### 外国語の指導法 【2単位程度を想定】

#### 授業実践に必要な知識・理解

##### 小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

- 学習指導要領
- 主教材
- 小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- 児童や学校が多様性への対応

##### 子どもの第二言語習得についての知識とその活用

- 言語使用を通じた言語習得
- 音声によるインプットの内容を類推し、理解するプロセス
- 児童の発達段階の特徴を踏まえた音声によるインプットの在り方
- コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて他者に配慮しながら、伝え合うこと
- 受信から発信、音声から文字へと進むプロセス
- 国語教育との連携等によることばの面白さや豊かさへの気づき

#### 授業実践

##### 指導技術

- 英語での語りかけ方
- 児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

#### 授業づくり

- 題材の選定、教材研究
- 学習到達目標、指導計画(1時間の授業づくり、年間指導計画・単元計画・学習指導案等)
- ALT等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方
- ICT等の活用の仕方
- 学習状況の評価(パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む)

#### 授業観察や体験

- 授業担当教員による実演を児童の立場で体験
- 授業映像の視聴や授業の参観

#### 模擬授業



### 外国語に関する専門的事項 【1単位程度を想定】

#### 授業実践に必要な英語力と知識

##### 授業実践に必要な英語力

- 聞くこと
- 話すこと(やり取り・発表)
- 読むこと
- 書くこと

##### 英語に関する背景知識

- 英語に関する基本的な知識(音声・語彙・文構造・文法・正書法等)
- 第二言語習得に関する基本的な知識
- 児童文学(絵本、子ども向けの歌や詩等)
- 異文化理解

※ 「外国語の指導法」及び「外国語に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の5つの領域にわたる生徒の総合的なコミュニケーション能力を育成するための授業の組み立て方及び指導・評価の基礎を身に付ける。
- 生徒の理解の程度に応じて英語で授業ができる指導力を身に付ける。
- 国際的な基準であるCEFR B2レベルの英語力を身に付ける。

外国語において育成を目指す資質・能力

（「中学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

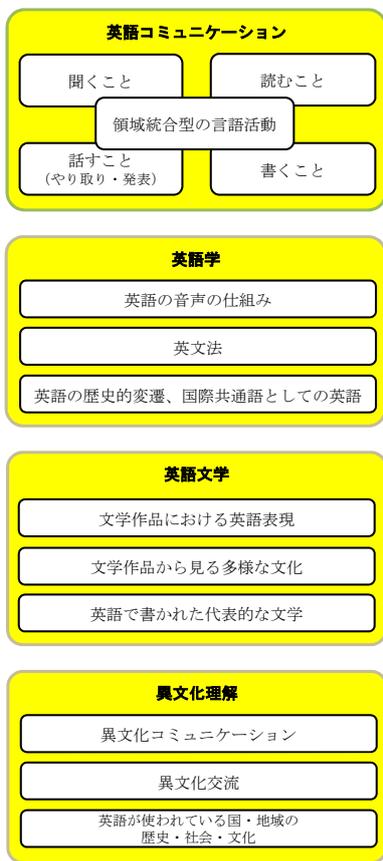
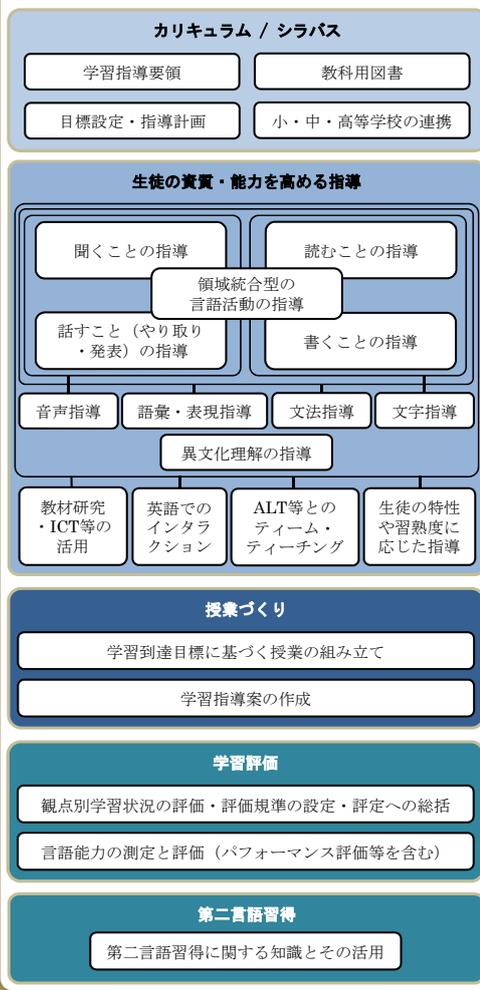
- 外国語の特徴やまきりに関する理解
- 言語の働きに関する理解
- 外国語の音声や語彙、表現、文法などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

思考力・判断力・表現力等

- ◆ 外国語で表現したり、伝え合ったりすること
  - コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を聞いたり読んだりして情報や考えなどを的確に理解するコミュニケーション力
  - コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を話したり書いたりして情報や考えなどを適切に表現するコミュニケーション力
  - 外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、外国語で話したり書いたりして情報や考えなどの概要・詳細・意図を伝え合うコミュニケーション力
- ◆ 情報を整理しながら考えなどを形成すること
  - 目的などに応じて、外国語の情報を選択したり抽出したりする力
  - 知識や得た情報を活用して、自分の意見や考えを外国語で形成・整理・再構築する力
  - 形成・整理・再構築した自分の意見や考えを、実際に外国語で表現する力 など

学びに向かう力・人間性等

- 外国語の背景にある文化を理解しようとする態度
- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- 他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、情報や考えなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度
- 外国語を通して積極的に人や社会と関わり、自己を表現するとともに他者を理解するなど互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度 など



※ 「英語科の指導法」及び「英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

# 幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムについて

幼稚園教諭の養成課程については、教職課程コアカリキュラムで示されるものの他、各大学が教育課程を編成し、シラバス等を作成するに当たり参考となるようなモデルカリキュラムを、一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託し平成28年度に開発。

**教職課程コアカリキュラム**：全ての大学の教職課程で共通的に修得する教育内容

**モデルカリキュラム**：各大学が教職課程を編成するに当たり、必要に応じて参照できるよう教育内容のモデルを例示したもの

## 《①～③》幼稚園教職課程の見直しのイメージのうち、モデルカリキュラムを作成した事項

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	<b>イ 領域に関する専門的事項</b> ① <b>ロ 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</b> ②	16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) <b>ロ 幼児理解の理論及び方法</b> ③ ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	4	4
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		38	14	2
		75	51	31

■の事項は備考において単位数を設定

「教職課程コアカリキュラム」を定める範囲

### ① 領域に関する専門的事項

教職課程コアカリキュラムに相当するモデルを作成し、留意事項や考えられる授業モデルとともに例示

### ② 保育内容の指導法

教職課程コアカリキュラムの趣旨を踏まえて、領域ごとの目標を示すとともに、独自の科目や留意事項、考えられる授業をモデルとして例示

### ③ 幼児理解の理論及び方法

教職課程コアカリキュラムの趣旨を踏まえて、留意事項や考えられる授業をモデルとして例示

## 《①「領域に関する専門的事項」のモデルカリキュラム例(抜粋)》

### 【1】幼児と健康(1単位)

全体目標：当該科目では、領域「健康」の指導に関する、幼児の心身の発達、基本的な生活習慣、安全な生活、運動発達などの専門的事項についての知識を身に付ける。

#### (1) 幼児の健康

一般目標：幼児期の健康課題と健康の発達の意味を理解する

到達目標：1) 乳幼児期の心と体、運動発達などの健康課題を説明できる。

#### [留意事項]

1) 幼児期の運動発達における大人との相違について映像資料や事例等を活用し、幼児期において多様な動きを獲得していくことの意義と重要性を理解できるようにする。

#### [考えられる授業モデル]

1) 講義の初めの段階で、健康に関する現代的課題が身近でかつ広範囲にわたっていることを理解するため、最近の子供たちの生活や体力などの資料を提示し、子供の健康に関する課題を考える機会を設ける。



文部科学省

**モデルカリキュラム本体は、文部科学省ホームページを御参照ください。**

検索ワード：平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究  
 文部科学省ホームページリンク：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1385446.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm)

1. 教育公務員特例法の一部改正関係

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 【第二十二條の二】 **新設**

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標 【第二十二條の三】 **新設**

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

教員研修計画 【第二十二條の四】 **新設**

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下「教員研修計画」という。)を定めるものとする。

教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

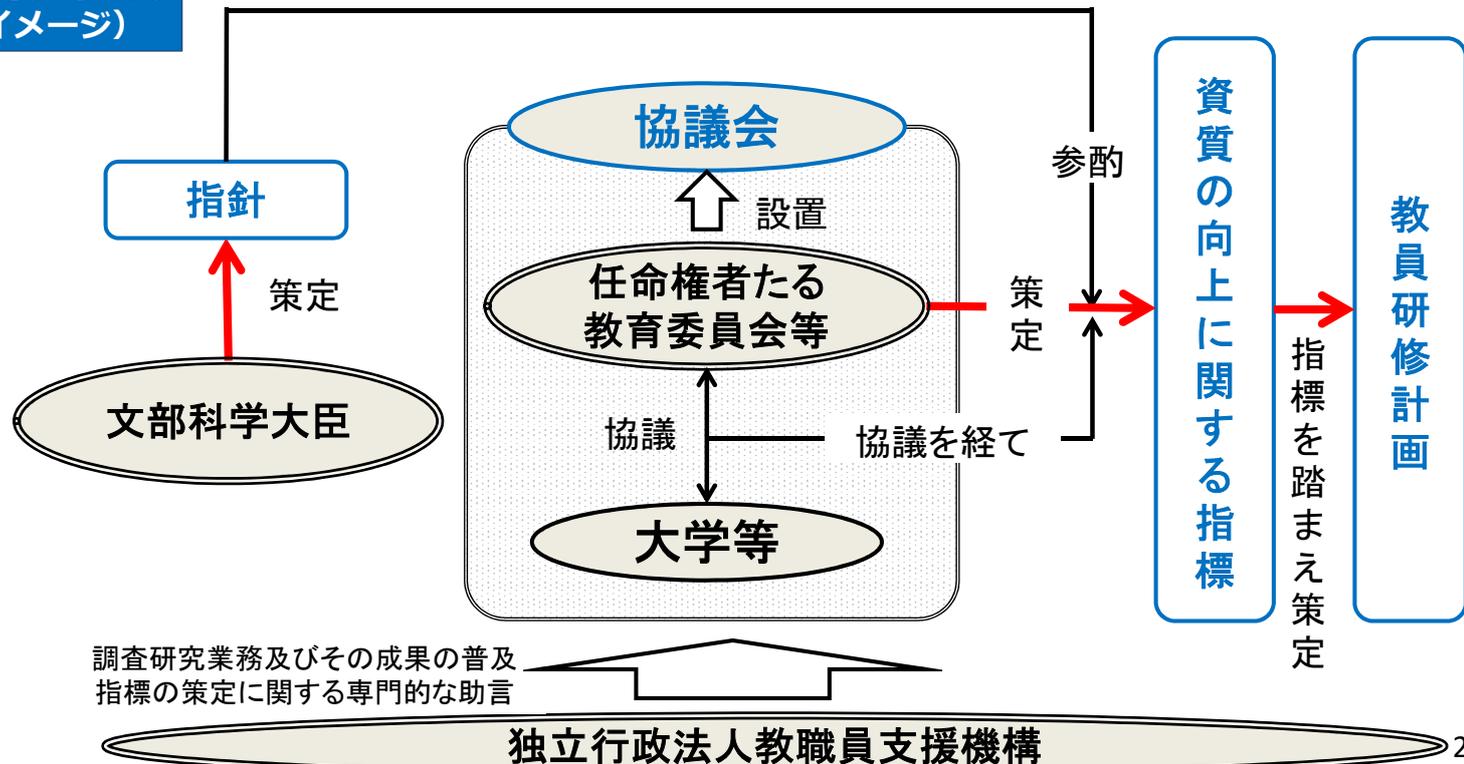
- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下「任命権者実施研修」という)に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

協議会 【第二十二條の五】 **新設**

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関係する大学等をもって構成するものとする。

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

新たなスキーム (イメージ)



(2) 十年経験者研修の見直し

【第二十四条】

条	旧	新
第24条	<p><b>（十年経験者研修）</b>                      公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、<b>その在職期間が十年に達した後相当の期間内に</b>、個々の能力、適性等に応じて、<b>教諭等としての資質</b>の向上を図るために必要な事項に関する研修（<b>十年経験者研修</b>）を実施しなければならない。</p>	<p><b>（中堅教諭等資質向上研修）</b>                      公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、<b>公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質</b>の向上を図るために必要な事項に関する研修（<b>中堅教諭等資質向上研修</b>）を実施しなければならない。</p>

2. 教育職員免許法の一部改正関係

【第四条、第九条の三、別表第一～別表第四】

条	旧	新								
第4条 （特別免許状の種類）	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作</u> 、家庭及び体育	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作</u> 、家庭、 <u>体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）</u>								
〔別表第一〕 （免許状取得に必要な科目区分と単位数）	（中学校教諭一種免許状の場合） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>教科又は教職に関する科目</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>【参考】                      教科に関する科目・・・大学レベルの学問的・専門的内容                      教職に関する科目・・・児童生徒への指導法等</p>	教科に関する科目	20	教職に関する科目	31	教科又は教職に関する科目	8	（中学校教諭一種免許状の場合） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>教科及び教職に関する科目</td> <td>59</td> </tr> </table>	教科及び教職に関する科目	59
教科に関する科目	20									
教職に関する科目	31									
教科又は教職に関する科目	8									
教科及び教職に関する科目	59									
〔新設〕 （教員研修センターへの事務移管）	—	文部科学大臣は、独立行政法人教職員支援機構に、 ①免許状更新講習の認定 ②教員資格認定試験の実施 ③免許法認定講習等の認定 に関する事務を行わせるものとする。								

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

## 3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正関係 【第二条、第三条、第十条】

条	旧	新
第2条	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 <b>独立行政法人教員研修センター</b> とする。	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 <b>独立行政法人教職員支援機構</b> とする。
第3条	<b>(センターの目的)</b> <b>独立行政法人教員研修センター</b> は、校長、教員その他の学校教育関係職員に <b>対する研修等</b> を行うことにより、 <b>その資質</b> の向上を図ることを目的とする。	<b>(機構の目的)</b> <b>独立行政法人教職員支援機構</b> は、校長、教員その他の学校教育関係職員に <b>対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援</b> を行うことにより、 <b>これらの者の資質</b> の向上を図ることを目的とする。
第10条	(業務の範囲) センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 <b>校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する専門的な助言</b> を行うこと。 三 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 四 <b>学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及</b> を行うこと。 五 <b>教育職員免許法の規定による教員免許更新講習及び教育職員免許法認定講習に関する事務</b> を行うこと。 六 <b>教育職員免許法に規定する教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る)の実施に関する事務</b> を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日もしくは平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)